

こんな消費者トラブル ありました!



市民生活課市民生活係
☎0824・73・1154

新型コロナウイルス感染症に便乗した

悪質な送り付け商法にご注意ください!

身に覚えのない 商品(マスクなど)が届いたら

商品が届いても慌てて事業者に連絡しないようにしましょう。事業者に連絡すると、まだ知られていない個人情報や聞き出されてしまう恐れがあります。

商品は使用せずに保管し、14日間たつてから処分しましょう。

このようなケースもあります

商品が送り付けられたと思っても、実際には同居している家族が、通販サイトなどで購入していたという例もあります。

通販サイトなどで商品を購入した際には、購入したことを同居している家族に伝えるようにしましょう。

特別定額給付金の支給を装った詐欺にもご注意ください

給付金の手続きを装い、キャッシュカードなどをだまし取る手口が、県内でも報告されています。新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や悪質商法には、引き続きご注意ください。



(イラスト出典) 独立行政法人国民生活センター

送り付け商法や、インターネット通信販売に関する相談は、庄原市消費生活センターへ

☎0824・73・1228

平日9時～16時(12時～13時は除く)

職場における ハラスメント防止対策が強化されます

市民生活課市民生活係 ☎0824・73・1154
商工観光課商工振興係 ☎0824・73・1178

令和元年6月5日に改正された労働施策総合推進法により、令和2年6月1日から事業主は、職場におけるパワーハラスメント(パワハラ)を防止する環境を構築すること、パワハラが行われたとき、速やかに必要な措置をとることが義務付けられました。(中小企業は令和4年から義務化されます)

☆改正の3つのポイント

①「パワハラ」の定義とは?

職場で行われる、次の要素を全て満たす行為はパワハラに該当します。

▼職位や職能の高い人が、立場上逆らえない部下・同僚に対して行うもの

▼仕事の範囲を超えるもの

▼労働者に身体的・精神的な苦痛を与えるもの(いじめ・嫌がらせ)

※適正な範囲の業務指示や指導は、パワハラには該当しません。



②事業主は、パワハラ防止のために、次の措置をとる必要があります。

▼パワハラ防止のための社内方針の明確化と周知・啓発

▼パワハラに関する相談に応じ、適切に対処するために必要な体制の整備

▼パワハラ事案に対する迅速・適切な対応

▼パワハラを相談した人の不利益となる取り扱いを禁止

③事業主が行うパワハラ防止対策の例

▼職場でのコミュニケーションの活性化や、円滑化のための取り組みを行う

▼管理職への研修を実施する

▼就業規則に防止措置の内容を取り入れる

▼相談窓口を設置する



問い合わせ

広島県労働局雇用環境・均等室

☎082・221・9247

※パワハラに関することでお困りの方は、お気軽にご相談ください。